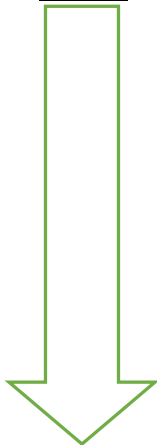


飲食店の皆さまへ～守れていますか？受動喫煙防止の“新ルール”

2020年4月1日から健康増進法が改正され、飲食店を含む多くの施設が原則屋内禁煙となりました。このチェックシートはあなたのお店が法律を守っているかどうかを確認できるものとなっていますので、ぜひご活用ください。

店舗内は全面禁煙ですか？

はい



店舗内禁煙にさせていただきありがとうございます！
現状、何も違反はありません。
ご協力感謝いたします！



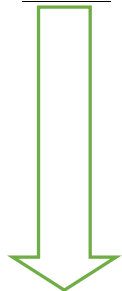
法律を守っていただきありがとうございます！
もしご不明点等あれば下記までご連絡ください。
よろしくお願いいたします。

いいえ



※1
喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を設置していますか？

はい



標識を正しく掲示していますか？

はい



いいえ



※2
「喫煙可能室設置施設届出書」を福岡県に提出していますか？

はい



いいえ



あなたのお店は法律に違反している可能性があり、対応しなければ罰則の対象となるかもしれません…！！

※1 喫煙専用室を設置する場合は、以下の基準を守らなければなりません。

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。



早急に下記までご連絡ください。

※2 以下の要件を満たしている飲食店は、経過措置を受けて「喫煙可能店」として営業することもできます。

- ① 2020年4月1日時点で、現に存する店舗であること。
- ② 資本金又は出資の総額が5,000万円以下であること。
- ③ 客席面積が100㎡以下であること。

経過措置を受ける場合は「届出書」の提出が必要です。
詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
福岡県保健医療介護部健康増進課
受動喫煙防止担当
TEL:092-643-3598
mail:kenko@pref.fukuoka.lg.jp